

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（案）参照条文

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2～4 （省略）

（電子情報処理組織による処分通知等）

第四条 行政機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2～4 （省略）

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）（抄）

（申請等の指定）

第三条 情報通信技術利用法第三条第一項及び税関関係法令の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、別表第一に掲げる申請等とする。

（処分通知等の指定）

第九条 情報通信技術利用法第四条第一項及び税関関係法令の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等は、別表第一に掲げる申請等に対する諾否の応答及び第七条第三項の規定による通知とする。

2及び3 （省略）

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)

第六十九条の十 特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者は、自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸入されようとする場合は当該貨物について認定手続を執るべきことを申し立てることができる。この場合において、不正競争差止請求権者は、不正競争防止法第二条第一項第一号(定義)に規定する商品等表示であつて当該不正競争差止請求権者に係るものが需要者の間に広く認識されているものであることその他の経済産業省令で定める事項について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の意見を求め、その意見が記載された書面を税関長に提出しなければならない。

2及び3 (省略)

4 税関長は、第一項の規定による申立てを受理した場合において、当該申立てに係る貨物について認定手続を執つたときは、政令で定めるところにより、当該申立てをした者又は当該貨物を輸入しようとする者に対し、それぞれその申請により、当該貨物を点検する機会を与えなければならぬ。ただし、前条第六項の規定により当該認定手続を取りやめたときは、この限りでない。

(輸入差止申立てに係る供託等)

第六十九条の十二 (省略)

2及び4 (省略)

5 申立人は、政令で定めるところにより、第一項に規定する損害の賠償に充てるものとして所要の金銭が当該申立人のために支払われる旨の契約を締結し、同項又は第二項の規定により定められた期限までにその旨を税関長に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、第一項又は第二項の金銭の全部又は一部の供託をしないことができる。

6及び11 (省略)

関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)(抄)

(輸入してはならない貨物に係る認定手続)

第六十二条の十一 税関長は、法第六十九条の九第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続)に規定する認定手続(以下この条において「認定手続」という。)においては、当該認定手続が執られた貨物(以下この条、第六十二条の十九第一項第一号及び第二項、第六十二条の二十四第一項並びに第六十二条の二十五において「疑義貨物」という。)に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣

接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（法第六十九条の九第一項に規定する不正競争差止請求権者をいう。次項、第三項第四号及び第六十二条の二十四第二項において同じ。）及び当該疑義貨物を輸入しようとする者（以下この条において「輸入者」という。）に対し、当該疑義貨物が法第六十九条の八第一項第九号又は第十号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

2～5 （省略）

（輸入してはならない貨物に係る供託に代わる契約の内容等）

第六十二条の十六 （省略）

2及び3 （省略）

4 税関長は、第二項の規定による書面及び契約書の写しの提出があつた場合において、同項の契約を締結した供託をすべき申立人に対する法第六十九条の十二第一項に規定する損害に係る賠償請求権を有する輸入者から当該賠償請求権を有すること及び当該賠償請求権の額の確認の申請があり、判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するものにより当該申請を理由があると認めるときは、当該申請をした輸入者に対し、当該賠償請求権を有すること及び当該賠償請求権の額を確認する書面を交付しなければならない。

（輸入してはならない貨物に係る権利の実行の手続）

第六十二条の十七 法第六十九条の十二第六項（輸入差止申立てに係る供託等）に規定する権利（以下この条において単に「権利」という。）を有する輸入者は、税関長に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2～4 （省略）

（輸入してはならない貨物に係る供託された金銭等の取戻しに係る承認申請手続）

第六十二条の十八 法第六十九条の十二第八項第四号（輸入差止申立てに係る供託等）の承認を受けようとする者は、同号の承認を受けたい旨を記載した書面に、同条第五項の契約に係る契約書の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。

2 法第六十九条の十二第八項第五号の承認を受けようとする者は、現に供託されている供託物に代わる他の供託物を供託した上、同号の承認を受けたい旨及びその事由を記載した書面に、当該他の供託物に係る供託書の正本を添付して、税関長に提出しなければならない。

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）（抄）

(通関手続等)

第三条 証明書の交付を受けた者は、当該証明書に係る物品につき暫定法の別表第一に掲げる税率のうち一定の数量を限度として定められている税率の適用を受けて当該物品を輸入しようとするときは、その輸入申告(特例申告)(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七条の第二項に規定する特例申告をいう。以下この項において同じ。)(に係る同条第一項に規定する指定貨物にあつては、特例申告。以下この項において同じ。)(に際し、当該証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、やむを得ない理由により輸入申告の際これを提出することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。

2及び3 (省略)

経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令(平成十八年政令第九十五号)(抄)

(通関手続等)

第二条 関税割当証明書の交付を受けた者は、当該関税割当証明書に係る物品につき法第八条の八第一項の譲許の便益の適用を受けて当該物品を輸入しようとするときは、その輸入申告(特例申告)(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第七条の第二項に規定する特例申告をいう。以下この項において同じ。)(に係る関税法第七条の第二項に規定する指定貨物にあつては、特例申告。以下この項において同じ。)(に際し、当該関税割当証明書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、やむを得ない理由により輸入申告の際これを提出することができないと認めるときは、相当の期間その提出を猶予することができる。

2及び3 (省略)